

第25 更改

1 更改の要件及び効果

(更改)

第513条

当事者が従前の債務に代えて、新たな債務であって次に掲げるものを発生させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。

(1) 従前の給付の内容について重要な変更をするもの

(2) 従前の債務者が第三者と交替するもの

(3) 従前の債権者が第三者と交替するもの

(改正前民法513条)

- 1 当事者が債務の要素を変更する契約をしたときは、その債務は、更改によって消滅する。
- 2 条件付債務を無条件債務としたとき、無条件債務に条件を付したとき、又は債務の条件を変更したときは、いずれも債務の要素を変更したものとみなす。

本条は、債務の「要素」の内容を明確にするとともに、更改があくまで従前の債務に代わって新たな債務を成立させる契約であると明記した。

2 債務者の交替による更改

(債務者の交替による更改)

第514条

1 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。

2 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。

(改正前民法514条)

債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。

今回の改正により、改正前514条ただし書が削除され、旧債務者の意思は、債務者の交替による更改に影響しないこととなった。ただし、旧債務者において自身の債務が消滅したことを知らないまま弁済してしまう危険があるなど、旧債務者が知らないうちに契約関係から離脱することによって不利益を受けることを回避するため、本条後段は、「債権者が更改契約の成立を旧債務者に通知する」旨を効力要件としたものである。

また、免責的債務引受において、新債務者は旧債務者に対して求償権を取得しないと定められた(改正法472条の3)ことを受けて、債務者の交替による更改でも同様の規律が設けられた。

3 債権者の交替による更改

(債権者の交替による更改)

第515条

1 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によってすることができる。

2 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。

*改正前民法516条を削除するものとする。

(改正前民法515条)

債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。

(改正前民法第516条)

第468条第1項の規定は、債権者の交替による更改について準用する。

本条1項では、債権者の交替による更改が、旧債権者、新債権者、及び債務者との三者による契約であることが明確に示された。

また、本条2項では、更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗できないとされた。これは、債権者の交替による更改が、債権譲渡と近似した制度であることから、債権譲渡における第三者対抗要件制度と整合的なものとする必要があったためである。

4 更改の効力と旧債務の帰す

*改正前民法517条を削除するものとする。

(改正前民法517条)

更改によって生じた債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によって成立せず又は取り消されたときは、更改前の債務は、消滅しない。

改正前同条を削除したことにより、新債務に無効・取消の原因があり、それにより新債務が成立しない場合においては、そのことを債権者が知っていたとしても、債権者が当然に旧債務につき免除したことにはならなくなった。

債権者が旧債務を免除したかどうかは、今後は個別事案ごとに判断されるべきものである。

5 更改後の債務への担保の移転

(更改後の債務への担保の移転)

第518条

1 債権者（債権者の交替による更改にあっては、更改前の債権者）は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

2 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方（債権者の交替による更改にあっては、債務者）に対してする意思表示によってしなければならない。

(改正前民法518条)

更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

解説

本条は、改正前民法518条を改め、債権者が更改の相手方に対して意思表示をすることによって、質権又は抵当権を移転させることができるものとした。

ただし、債権者の意思表示は、あらかじめ又は同時に更改の相手方に対してしなければ無効である（本条2項）。

なお、更改による担保の移転に最も利害関係を有するのは、担保設定者であるから、担保設定者が更改における第三者である場合には、その承諾を得るべきこととした。

さらに、免責的債務引受と異なり、移転できる担保は質権又は抵当権に限ら

れ、その他の担保（例えば保証）は移転できないこととされた。